

第3期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方（案）

第3期障害福祉計画については、国の基本指針、「東京都障害者施策推進協議会」の意見、これまでの実績及び地域の実情等を踏まえ、以下の諸点に留意して策定する。

なお、一体的に策定する障害者計画については、引き続き検討する。

1 計画策定の背景

- 東京都は、ノーマライゼーションの理念のもと、福祉、保健、医療、教育、労働、住宅、まちづくりなど広範な施策分野にわたり、全庁を挙げて障害者施策を計画的かつ総合的に推進してきた。
- 国においては現在、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正、障害者虐待防止法の成立、障害者基本法の改正、障害者制度改革に向けた検討などの動きがあり、その動向を踏まえた対応が必要とされている。
- すべての障害者が、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること、どこで誰と生活するかについて選択する機会が確保されること、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択する機会が確保されることなどにより、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するという改正障害者基本法の理念を推進していく必要がある。
- 東京都は、従前より、どんなに障害が重くても障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指しており、その基本理念は変わるものではない。
- 併せて、すべての都民がともに暮らす地域社会を実現するため、障害の理解促進、普及啓発等を通じて、都民の理解を得ていく取組が求められている。

2 計画の性格

- 平成19年5月、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の性格を併せ持つ計画として、一体的に「東京都障害者計画・第1期東京都障害福祉計画」を策定した。
- 平成21年3月、障害福祉計画に相当する部分について所要の改定を行い、「第2期東京都障害福祉計画」を策定した。

- 新たな「東京都障害者計画」及び「第3期東京都障害福祉計画」についても、一体的に策定する。
- 医療、教育、療育、住宅、バリアフリーなど、障害者施策に関連した他の分野における東京都の計画と整合を図る。

3 計画期間

- 計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とする。

4 基本理念

- 障害者が、他の都民と同様に、自らの生活のあり方や人生設計について、自らが選び、決め、行動するという「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重され、人間としての尊厳をもって地域で生活できるよう、以下のような社会の実現を目指して、引き続き障害者施策を計画的かつ総合的に推進する。

基本理念Ⅰ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

基本理念Ⅱ 障害者が当たり前に関われる社会の実現

基本理念Ⅲ すべての都民がともに暮らす地域社会の実現

5 目標と課題

(1) 区市町村による一元的・総合的なサービス提供体制の整備

ア 障害福祉サービス等の見込量の考え方

- 区市町村は、住民に最も身近な基礎的自治体として、法の実施に関して一義的な責任を負っており、一元的・総合的にサービスを提供する必要がある。
- 区市町村は、国の基本指針及び考え方に基づき、現在の利用実績等に関する分析、サービスの利用に関する意向等を勘案して、平成26年度までの各年度における月間の障害福祉サービス等の必要見込量を設定することとされている。
- 見込量の設定に当たって、国は下記の基本的考え方を示している。
 - 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
 - 2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
 - 3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
 - 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進
- 東京都は、各区市町村がこの考え方を踏まえて設定した見込量を集計したものを基本として、区市町村の方針を尊重しつつ、引き続き地域生活基盤の整備を進める観点で支援・調整を図りながら、東京都全域の見込量を作成する。
 - ※ 児童福祉法の改正により、18歳以上の障害児施設入所者について、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用することとなったサービス量は除く。
 - ※ 各種経過措置の取扱い、法改正により再編・創設されるサービスについては、国の動向を踏まえて引き続き検討する。
- 数値目標の考え方を踏まえ、地域移行前後に利用するサービスを見込む。
- 旧体系施設がすべて新体系に円滑に移行できるよう見込む。
- 大都市の実情として、基本的に区市町村単位で取り組む方が基盤整備を効果的に促進できることを踏まえ、引き続き、見込量を定める単位となる区域（圏域）は設定せず、東京都全域の見込量を定める。

イ 障害福祉サービス等の見込量を確保するための方策

- グループホーム・ケアホームは、平成23年8月現在、定員 5,205 人、3か年の整備目標 1,590 人に対して平成21年度 504 人増、平成22年度 488 人増、平成23年4月～8月 284 人増、合計 1,276 人増となっており、順調に整備が進んでいる。
今後とも、在宅障害者の親元からの自立、入所施設や精神科病院からの移行先として、積極的に整備を推進していくことが必要である。
- 日中活動系サービスについても、第2期障害福祉計画を上回るペースで実績が伸びているが、特別支援学校からの卒業生、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行した障害者の就労や生活の場を確保するため、引き続き整備を推進していく必要がある。
- 地域居住の場（グループホーム等）、日中活動の場（日中活動系サービス）、在宅サービス（短期入所）などの地域生活基盤の重点的整備が必要であり、設置者負担の特別助成などの積極的支援の継続について検討する。
- 整備に必要な用地の確保のため、都有地活用等の支援を積極的に行う。
- 併せて、障害福祉サービス等の見込量との整合を図った上で、入所施設や精神科病院からの地域生活移行及び障害者の就労支援について、積極的に取り組むため、数値目標を設定する。

※ なお、東京都は、下記のとおり国に提案しており、引き続き国に働きかけていく。

1 報酬改定について

- ・ 地域区分について、大都市の実情を適切に反映できるよう、上乘せ割合を改善すること。
- ・ 法改正により創設される事業等について、良質なサービス提供や安定した事業運営が可能な報酬単価を設定すること。
- ・ 福祉・介護人材の処遇改善事業は、安定的な制度とするため報酬化すること。 等

2 障害者自立支援対策臨時特例交付金による事業の継続について

重度障害者の地域での自立生活を保障するために長時間サービスを提供している区市町村を支援できるように、引き続き必要な財源を措置すること。 等

3 平成24年3月末までの経過措置について

特別支援学校高等部の生徒が、在学中の進路指導等により、卒業後、直ちに就労継続支援B型を利用できるように取扱いを変更すること。 等

(2) 施設入所・入院から地域生活への移行促進

ア 福祉施設入所者の地域生活への移行

(ア) 地域生活移行に関する数値目標

- 入所施設から地域生活への移行を推進するためには、数値目標の達成に向けて、区市町村及び東京都が事業者と連携し、それぞれの役割において支援に取り組む必要がある。
- 区市町村は、国の基本指針及び考え方に基づき、現在までの実績、施設入所者本人の意向等を勘案して、平成26年度末における地域生活移行者数の数値目標を設定することとされている。
- 数値目標の設定に当たって、国は下記の基本的考え方を示している。

平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定
- 東京都は、各区市町村がこの考え方を踏まえて設定した数値目標を集計したものを基本として、平成17年10月1日時点の施設入所者の3割以上が平成26年度末までに地域生活へ移行できるよう、引き続き、地域生活基盤の整備に計画的に取り組み、地域移行を進める観点で支援・調整を図りながら、東京都全域の数値目標を作成する。
- サービス見込量の考え方と整合を図り、地域移行前後に利用するサービスを見込んだ上で数値目標を設定する。

(イ) 目標達成のための方策

- ① 地域移行後の生活を支える基盤の整備
 - ・ 地域生活移行を進めるためには、地域移行後の生活基盤の確保が前提条件である。特に、地域居住の場（グループホーム等）の確保が最優先課題であり、重点的整備のために設置者負担の特別助成などの積極的支援の継続について検討する。
 - ・ 地域生活基盤の整備促進に当たっては、サービス見込量の考え方と同様に、基本的に区市町村単位で一元的・総合的なサービス提供体制の整備を図る。

② 地域生活移行の取組

- ・ 地域生活移行を進めるためには、本人、家族、支援者等の理解と本人の意向等を踏まえた支援が必要である。
- ・ 住民に最も身近な基礎的自治体である区市町村が主体となり、施設入所者（都外施設入所者を含む。）本人の意向確認や実態把握、関係者との連絡調整や各種の情報収集等を行い、施設から地域への切れ目のない支援につなげていく必要がある。
また、障害者がグループホーム等へ移行した後も、区市町村により、グループホーム等における支援や単身生活希望者の支援等を含む体制の充実が図られることが求められる。
地域移行の主な受入れ先となるグループホーム等が行う取組の支援と併せて、関係者の理解促進を図ることにより、区市町村が障害者の地域生活移行及び地域定着のための支援を一体的に行う必要がある。
- ・ 東京都は、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」等により、区市町村の取組を支援するとともに、関係者の理解促進による地域生活移行の機運醸成に取り組む。
- ・ 事業者においては、区市町村及び東京都と連携して、地域生活を支援するための機能を強化するとともに、入所者の地域生活移行の支援のため、自立訓練や就労移行支援に積極的に取り組むことが求められている。

(ウ) 入所施設の定員（施設入所者数）に関する考え方

- 国は、平成26年度末における施設入所者数を、平成17年10月1日現在の施設入所者数から1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて数値目標を設定する、との考え方を示している。
 - ※ 集計対象施設：旧身体障害者療護施設、旧身体障害者授産施設、旧知的障害者更生施設、旧知的障害者授産施設等（新体系に移行した施設及び新たに開設した障害者支援施設を含む。）
 - ※ 児童福祉法の改正により、18歳以上の障害児施設入所者について、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用することとなった施設における定員数は除く。
- 東京都における数値目標の設定に当たっては、以下のような実情を十分に踏まえる必要がある。
 - ・ 入所待機者及び障害児施設における過齢児（者）が、減少傾向ではあるものの一定数で推移しており、また、現在は家族と在宅で生活している障害者本人及び家族

の高齢化や「親亡き後」を見据える必要がある。

- ・ 最重度の障害をもつ者、重複障害者、強度行動障害を伴う重度知的障害者、日常的に医療的ケアを必要とする障害者など、入所施設における専門的支援が真に必要な障害者の利用ニーズに応える必要がある。

- ・ 都内、特に区部の入所施設未設置地域において、様々な障害特性に応じて、入所施設による支援が真に必要な者の利用、地域生活移行に必要な支援、地域での安心できる在宅生活の支援のため、「地域生活支援型入所施設」を整備していく必要がある。

※ 地域生活支援型入所施設：地域の在宅障害者のための相談支援やショートステイ、入所者の地域生活移行支援のための自立訓練や就労移行支援、グループホーム等への移行後の緊急時バックアップ機能等を担う支援拠点

- ・ グループホーム等への地域生活移行を促進すると同時に、都外施設の入所者や障害児施設における過齢児（者）を受け入れるために、地域生活移行によって生じた都内の障害者支援施設の空き定員を活用する必要がある。

○ 以上のような実情から、東京都における入所施設定員数（施設入所者数）は、当面、平成17年10月1日現在の定員数を超えないよう努めているところであり、引き続き、事業者の積極的な取組を促しつつ、平成26年度末において都外施設を含めた定員数が7,344人を超えないことを目標とする。

○ 入所施設定員数（施設入所者数）のあり方については、引き続き検討を進める必要がある、そのためには今後、これまでの実績を踏まえて、入所待機者本人の意向や家族の状況を含む実態について、区市町村と連携して把握する必要がある。

○ その際、新たな施設入所者の数は、グループホーム等での対応が困難であり、施設入所が真に必要な者に限られるべきであることに留意する必要がある。

イ 精神障害者の地域生活への移行

(ア) 地域生活移行に関する数値目標

- 精神科病院から地域生活への移行を推進するためには、数値目標の達成に向けて、区市町村及び東京都が精神科病院や障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携し、それぞれの役割において支援に取り組む必要がある。
- 都道府県は、国の基本指針及び考え方に基づき、現在までの実績等を勘案して、平成26年度末における数値目標を設定することとされている。
- 数値目標の設定に当たって、国は、従来の「退院可能精神障害者」という指標ではなく、新たに「1年未満入院者の平均退院率」、「5年以上かつ65歳以上の退院者数」という2つの着眼点と目標設定に当たっての指標を示しており、東京都は、国の指標を踏まえつつ、東京都の実情に応じて、適切な数値目標を設定する必要がある。
 - ※ 数値目標については、国の動向を踏まえて引き続き検討する。
- 併せて、従来実施してきた「精神障害者退院促進支援事業」は個別給付化され、障害者自立支援法に基づく地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）に再編されることから、区市町村、東京都及び関係機関のさらなる連携強化が求められている。
- 入院中の精神障害者の地域生活移行に必要な地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）及び障害福祉サービスについて、国が示している算定方法では、東京都において利用者数を推計し、これを踏まえて区市町村が見込量を算定することとされており、サービス見込量の考え方と整合を図る必要がある。

(イ) 目標達成のための方策

- ① 地域移行後の生活を支える基盤の整備
 - ・ 地域生活移行を進めるためには、地域移行後の生活基盤の確保が前提条件である。特に、地域居住の場（グループホーム等）の確保が最優先課題であり、重点的整備のために設置者負担の特別助成などの積極的支援の継続について検討する。
 - ・ 地域生活基盤の整備促進に当たっては、サービス見込量の考え方と同様に、基本的に区市町村単位で一元的・総合的なサービス提供体制の整備を図る。

② 地域生活移行の取組

- ・ 地域生活移行を進めるためには、本人、家族、支援者等の理解と本人の意向等を踏まえた支援が必要である。
- ・ 個別給付化され、区市町村が実施主体となる地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の実効性を確保するため、これまで東京都において「精神障害者退院促進支援事業」で実施してきた関係者の理解促進、広域調整、連携体制の整備等の推進が引き続き必要である。
- ・ 地域連携体制の構築が必要な疾病として医療計画に記載すべき疾病に新たに精神疾患が追加されることを踏まえ、精神疾患をもつ患者でもある精神障害者が、退院後も地域生活を継続できるよう、福祉だけではなく、保健医療と連携した支援が必要である。

(3) 日常生活を支えるサポート体制の整備

ア 身近な地域における支援体制の整備

- 地域生活支援事業は、個別給付の他に、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や個々の利用者の状況に応じて、柔軟な形態により効率的・効果的に実施することを通じて、福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。
- 区市町村において、相談支援事業（成年後見制度利用支援事業を含む。）、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び地域活動支援センターは、必須事業に位置づけられている。

その中でもコミュニケーション支援は、自立と社会参加の促進に不可欠な、日常生活を支える基幹的サービスであり、東京都は、利用者にとって利用しやすい制度となるよう、区市町村に働きかけている。
- 視覚や聴覚に障害のある人に対しては、公的機関による住民向け広報や説明会の内容など必要な情報については、点字、音声、書面の代筆・代読、手話通訳、音声の文字への変換による表示など、それぞれの障害に応じた複数の手段により提供できるようにしていく必要がある。

また、情報の内容を理解することの困難な人に対しては、必要な情報の内容をわかりやすいかたちで提供するなどの対応を図っていくことが求められる。
- 区市町村の自立支援協議会は、地域における相談支援等の体制整備について協議を行うこととされており、東京都は、引き続き活性化のための支援を行う。
- 障害者虐待防止法の成立を受けて、「都道府県障害者権利擁護センター」の機能のあり方について検討を進めるとともに、区市町村職員等を対象とする研修を実施し、地域における支援体制の整備、通報に対して迅速かつ的確に対応する仕組みの構築に向けた具体的な準備を進める。
- 国による全国一律の制度では対応し得ない、区市町村が地域の実態に即して行う独自の創意工夫に基づく先進的取組に対する支援を重点的に実施することが重要であり、東京都は、「障害者施策推進区市町村包括補助事業」を独自に実施して区市町村の取組を支援する。

- 東京都は、広域的自治体として、身近な地域における様々な支援体制の整備のため、引き続き区市町村への支援を進めていく。

イ 障害特性に応じたきめ細かな対応

- 重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害、常時の医療的ケアを要する人々などの多様な障害特性に応じた、きめ細かな対応を検討していく必要がある。
- 重症心身障害児（者）支援については、高い医療ニーズに応えられるよう、地域の施設及び在宅における専門的支援の充実を図ることが重要である。
- 発達障害者（児）支援については、福祉、保健、医療、教育、労働など分野別の取組に加えて、ライフステージを通じて一貫した支援が重要である。
- その他の障害についても、障害特性に応じて、福祉だけではなく、保健医療など他の分野と密接に連携することで、支援体制の充実を図ることが重要である。
- こうした取組について、身近な地域における支援体制を整備していくことが求められている。

(4) 就労支援の充実・強化

ア 一般就労のための支援の充実・強化

(ア) 一般就労に関する数値目標

- 東京都は、「福祉施設から一般就労への移行」のみならず、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、「区市町村障害者就労支援事業」を推進している。
- 「区市町村障害者就労支援事業」による一般就労者数について、これまでの実績を踏まえつつ、引き続き事業を拡充し、平成26年度において、平成17年度実績の2倍以上（1,500人）を目指す。
- 福祉施設からの一般就労移行者数について、実績の把握を着実にいき、平成26年度において、平成17年度実績の4倍（852人）を目指す。
※ 労働系の数値目標については、国の動向を踏まえて引き続き検討する。
- 一般就労については、就職者数の実績だけでなく、就職後どれだけ定着しているかという視点も重要であり、必ずしも数値目標だけに捉われない取組が求められている。
- なお、平成26年度末における、福祉施設利用者のうち就労移行支援事業利用者の割合、就労継続支援事業（A型及びB型）利用者のうち就労継続支援事業A型利用者の割合については、これまでの実績及び区市町村における実情を踏まえて、サービス見込量の考え方と整合を図った上で数値目標を設定する。

(イ) 目標達成のための方策

- ① 関係機関の連携強化
 - ・ 経済団体、企業、労働・福祉・教育関係機関、就労支援事業所等の連携が必要であり、「東京都障害者就労支援協議会」を通じて関係機関の連携を強化しつつ、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む機運を醸成する。
 - ・ 「首都TOKYO障害者就労支援行動宣言」の達成に向け、「障害者雇用・就労推進TOKYOプラン（行動指針）」を定め、10の視点、20の行動として具体的な取組を明らかにするとともに、その実施主体を示している。

- ・ 行動1では、地域の就労支援ネットワークを構築することとしており、都内を6ブロックに分けて、就労支援機関のネットワークを構築、強化する。
- ・ 「障害者就業・生活支援センター」を各ブロック毎に1か所設置し、すべての区市町村で「区市町村障害者就労支援センター」を実施する。
- ・ 各ブロックの中で障害者就業・生活支援センターがコーディネート機関となり、ハローワーク、区市町村障害者就労支援センター、特別支援学校、地元の商工機関、医療機関等が連携し、障害者一人ひとりの就労を支援する。

② 区市町村就労支援事業の拡充

- ・ 東京都は、区市町村を実施主体として、職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」を推進している。
- ・ 「障害者就業・生活支援センター」等とのネットワークの活用も含めて、「区市町村障害者就労支援センター」による「区市町村障害者就労支援事業」をすべての区市町村で実施する（複数の自治体による共同実施を含む。）ことを目指す。
- ・ さらに、福祉施設から一般就労へ向かう環境を整備していくため、福祉施設への働きかけ等を通じて就労希望者の掘り起こしを行うとともに、企業等に対し障害者雇用への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」をすべての区市で設置することを目指す。
- ・ 区市町村は、関係機関のネットワークづくりに取り組み、就労移行支援事業所へのサポート体制を整備するとともに、多様な障害特性に応じた支援体制の構築を進めていく必要がある。

③ 就労移行支援事業の効果的運営

- ・ 就労移行支援事業所は、ハローワークや障害者職業センター等の労働関係機関との連携を図り、区市町村障害者就労支援センターに配置されているコーディネーターとの協働を積極的に進め、一般就労への円滑な移行支援と安心して働き続けられるための支援体制を確保することが重要である。

- ・ 各事業所の一般就労移行の実績やサービス利用終了（退所）後のアフターケアの実施等に応じて、区市町村が事業所の運営を支援できるよう、東京都は、区市町村の取組を支援する。

イ 福祉施設における就労支援の充実・強化

- 福祉施設の利用者の中には、通常の企業就労に適応することが困難な者も多くいるが、こうした利用者が従事している作業による工賃収入は低額であり、地域での自立生活や将来の生活設計を展望することが困難な状況にある。
- 東京都は、就労継続支援事業所等に対して工賃向上のための設備投資に助成するほか、区市町村が、地域のネットワークを活用した共同受注、共同商品開発・販路開拓などの事業に積極的に取り組むよう「障害者施策推進区市町村包括補助事業」等により支援する。
また、工賃向上に向けた機運の醸成を図るための取組を推進する。
- 特別支援学校高等部卒業生について、卒業後直ちに一般就労する障害者の他、就労移行支援事業等を通じて将来の一般就労を目指す障害者、就労継続支援事業等における就労を必要とする障害者、就労になじまず生活介護等の日中活動の場を必要とする障害者など、それぞれに必要とされる支援体制がある。
- 東京都と区市町村は連携して、新たなニーズを適切に把握しサービス量を見込むとともに、必要な地域生活基盤の整備促進とサービス水準の向上に取り組む必要がある。
- 地方自治法施行令の規定に基づく福祉施設等からの物品及び役務の調達に積極的に取り組むなど、福祉施設等からの調達を一層積極的に行う。

(5) サービスを担う人材の養成・確保

- 利用者に身近な地域で、障害福祉サービスや相談支援事業が十分に供給されるよう、多様な事業者の参入を促すとともに、サービスの質の維持・向上、人材の養成・確保のための研修を着実に実施する。

※ 法改正による相談支援の充実等については、国の動向を踏まえて引き続き検討する。

- 福祉サービス第三者評価を推進し、利用者のサービス選択と事業者のサービスの質の向上を支援する。

- 重症心身障害児施設で働く看護師に対し、研修や資格取得の機会を提供するとともに、勤務環境改善及び看護師募集対策の充実を図ることで、看護師の確保・定着を図る。

(6) 一体的に策定する「東京都障害者計画」として掲載するその他の分野

- 教育、療育、住宅、バリアフリー、災害時における障害者支援など